

Association for Research on the Impacts of War
and Military Bases on Women's Human Rights

「女性・戦争・人権」学会
ニューズレター第 35 号

2014 年 4 月 10 日

《もくじ》

巻頭言	・・・・・・・・	1
事務局より	・・・・・・・・	3
事務局報告／会計報告		
2013 年度年次大会の報告	・・・・・・・・	5
エッセイ	・・・・・・・・	11
会員著作紹介	・・・・・・・・	14
編集後記	・・・・・・・・	14

《巻頭言》

ご挨拶

秋林こずえ

「積極的平和主義」、特定秘密保護法の強行採決、国家安全保障局の設置、憲法解釈の変更による集団自衛権の行使の検討、名護市辺野古での米軍基地建設への強硬姿勢、ODA の軍事利用解禁の検討、武器輸出三原則の緩和など、安倍政権下での多くの危険な政策の中でも国家安全保障政策のさらなる軍事強化に強い危機感を抱く。これまで憲法が戦争放棄をしていることを日本では多くの人々が当たり前だと思ってきたが、そうではなくなる日が近づいているのではないか。

そのような状況下で、日本政府が現在、安全保障政策にジェンダーの視点を導入する国連安全保障理事会決議 1325 号「女性・平和・安全保障」を実施するための国別行動計画 (National Action Plan) の策定を進めている。1325 号は武力紛争をなくすためにジェンダー平等が必要だ、という考えを共有した NGO や国連関係者が協力して、2000 年に採択された。ジェンダーを取り上げた初めての安保理決議である。国際社会が非軍事面での「安全保障政策」に関心を向けるようになったことや、武力紛争下の性暴力が取り組むべき問題とみなされるようになってきたことなどが決議採択の背景にある。また NGO が着想から採択まで深く関与した決議でもある。特に武力紛争下での組織的性暴力を女性の人権としてだけでなく、安全保障の課題として認めさせようという NGO による運動が採択を後押しした。平和安全保障政策へのジェンダー視点の導入、平和安全保障政策の意思決定過程への女性の参加、平和維持活動や紛争終結後の平和構築への女性の参加、武力紛争下での性暴力の確実な処罰などを、国連、加盟国政府、武力紛争当事者などに求めている。

決議の採択以後、多くの女性平和 NGO が 1325 号を支持し、国連や各国政府による実施を求め

てきた。一方で、1325号に関してはその実効性への疑問や、国際法そのものに内在する暴力から決して自由でありえない、という批判などもあり、積極的な推進を躊躇するNGOがあったことも事実である。

現在、40カ国余りが国別行動計画を策定済みである。G8では近年、武力紛争下の性暴力への関心が高まっていることもあり、ロシアと日本以外の国が策定している。そして日本政府は策定する意思を2013年に国連で表明した。さらに安倍首相の国連総会での演説（2013年9月）でも、「女性が輝く」社会のためにNGOと協力しながら1325号国別行動計画の策定する、と触れられた。

ジェンダー平等と平和の問題に取り組んできた国内のNGOは、1325号を全面的に支持するわけではないが、国別行動計画を策定するのであればNGOの参加が必要と考え、それを要求した。その結果、2013年夏から策定主体である外務省と、NGOと研究者による市民小グループが定期的に会合を開くことが決まり、そこに私も加わった。ほぼ毎月、会合は開催されている。

しかし、「女性の活用」という題目を唱え、国別行動計画を策定しても、実際の安全保障政策の根幹には何も変化がないばかりか、「力による支配」への志向が強まるばかりだ。防衛大綱にジェンダーの視点が入り入れられるわけでもない。武力紛争をなくすために必要なジェンダー平等を達成する、という決議の根幹を市民小グループは日本政府に認めさせることができるのか。軍隊による性暴力について長い間、訴えてきた沖縄の女性たちの状況を少しでも変えることができるような政策が実現するのか。「ジェンダー」は相変わらず、周縁におかれたままで、軍事化ばかりが進んでいく。それに加担しているのではないか。自問する日々である。

最後になりますが、2013年度大会総会でさらに2年、代表を務めることとなりました。力不足を痛感する日々ですが、このような厳しい社会状況に抗するために本学会に求められていることを会員の皆さんと考え、より活発に行動していきたいと思っています。これからもどうぞよろしくお願ひ致します。

2014年度総会・大会のお知らせ

月 日：2014年10月26日（日）

会 場：同志社大学

シンポジウムテーマ：

「表現・暴力・ジェンダー」（予定）

○スケジュール

10：00～	総会
11：00～12：30	自由論題発表
13：30～17：30	シンポジウム
18：00～20：00	懇親会

① 2013年10月27日総会を開催しました@同志社大学

議題

1) 2011年度選出運営委員の再選について

石川雅也、岡野八代、金友子、堀田義太郎、秋林こずえ、志水紀代子

(参考：2012年選出運営委員：大橋稔、矢野久美子、黒瀬勉、中川志保子、西田千津

会計監査：富田幸子、菊池恵介)

2) 会計監査交代について(2013年大会時に菊池さんがいらっしゃらなかったため、急遽会員の
上田章子さんに監査を交代することが了承され、監査を行いました)。

3) 会計報告

別紙の会計からの報告をご覧ください。

4) 学会誌編集委員会報告

編集委員会から12号発行のお知らせ、本年度13号については、以下に編集委員からの報告
がございます。

② 2014年度第2回運営委員会を開催しました@京都

出席者：秋林こずえ、岡野八代、金友子、大橋稔、

志水紀代子、黒瀬勉、西田千津、堀田義太郎

議題

1) 学会申込について

現在の会員数 107名→ 日本学術会議に登録することが確認されました。

2) MLの移行について Yahoo MLが使用できなくなるため、学会員用MLを新しくすること
にしました。

3) 春季の研究会について

この間の懸案であった春季研究会ですが、春には間に合いませんでしたが、初夏の研究会を東京に
て開催します。

日時：2014年6月22日(土) 14:00~16:00

講師：講師：打越さく良弁護士

テーマ：「夫婦別姓問題にみる、日本社会における女性差別」(仮)

会場：お茶の水女子大学 (詳細は後掲)。

4) 2014年度総会・大会について

月日：2014年10月26日(日)開催

会場：同志社大学

シンポジウムテーマ：「表現・暴力・ジェンダー」(予定)

(詳細は後日ニューズレターでお知らせいたします)

自由論題発表者の募集を行う。締め切りは6月末日。

会計報告

金 友子

総会において 2012 年度決算報告および 2013 年度予算案が、下記の通り承認されましたので、ご報告いたします。

収入の部

項目	2012 年度予算案	決算	2013 年度予算案
前年度繰越金	2,673,936	2,673,936	2,536,285
維持会費	60,000	40,000	70,000
一般会費	420,000	335,000	468,000
学生会費	36,000	18,000	45,000
行事参加費	20,000	9,500	15,000
カンパ	0	0	0
雑収入	0	0	0
学会誌売上金	50,000	8,000	30,000
収入総計	586,000	410,500	628,000
総計	3,247,716	3,084,436	3,164,285

支出の部

項目	2012 年度予算案	決算	2013 年度予算案
事務用品費	3,000	1,411	3,000
通信費	55,000	36,640	40,000
行事開催費	60,000	77,000	60,000
交流費	0	10,000	5,000
人件費	40,000	7,000	30,000
学会誌制作費	420,000	401,480	420,000
運営委員会開催費	60,000	14,620	50,000
雑費	5,000	0	5,000
支出小計	633,000	548,151	613,000
次年度繰越金	2,536,211	2,536,285	2,551,285
総計	3,169,211	3,084,436	3,164,285

詳細を確認した結果、上記に相違ないことを認めます。

注 本学会予算案における 2013 年度とは、2013 年 10 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までの期間を指す。

※総会にて配布されました 2012 年度決算報告書には、会計監査二名による直筆書名、押印がなされていましたが、編集の都合上、本報告では省略させていただきます。

《2013 年度年次大会の報告》

①自由論題

アメリカ黒人女性にとっての歴史：被害者の自信回復のための課題

大橋稔

本報告で、アメリカ黒人女性作家の表現活動から、彼女たちの歴史認識を読み取ろうとすると、「捻じ曲げられた」歴史を自分たちの手に取り戻そうと努力してきたことを明らかにした。そもそも奴隷と言う立場から歴史を刻み始めた彼女たちは、読み書き教育を禁じられていたため、また白人所有者の所有物として扱われていたため、歴史を書く主体とみなされることはなく、所有者からの視点でのみ記述されてきたに過ぎず、いわゆる史料を残すことは出来なかったのだ。その結果、人種差別、性差別、経済差別などのさまざまな差別の被害者であった彼女たちの存在は不可視化され、これらの差別の結果として、アメリカ黒人の社会的な地位は低いままに留められてきたにも関わらず、同じくこれらの差別の結果として形成された「強い」黒人女性こそが、黒人全体が差別されている原因であるなどとされてしまったのである。

その結果として、アメリカ黒人女性作家は、口承によって語り継がれてきた彼女たちの歴史や、数少ない文字による資料を頼りにしながら想像力でもって自身の歴史を、自らの手で書き直す必要があった。このような歴史の書き直しと、黒人女性がおかれた状況を告発する作品を描き出すという彼女たちの努力と社会的な要因が相まって、さまざまなアメリカ黒人（女性）による改善運動がなされた結果、今日の法的には市民としての平等な権利を獲得したのだ。

しかしその一方で、法的な平等の獲得は、もう一つの弊害をもたらした。黒人自らによる歴史、祖先の批判である。自分たちの世代は法的平等を勝ち取ることが出来たのに対し、先祖たちは勝ち取ることが出来なかった「弱者」であると看做す風潮である。このような風潮を、先輩作家を取り込みつつ発展させることを目指してきたブラック・フェミニスト作家たちは見過すことが出来ず、新奴隷体験記などの作品を表すことによって、先人たちの「強さ」と智慧そして、彼女たちが生き抜いたからこそ今の自分があるのだと示したのだ。

今を生きる私たちは過去と未来の接点であり、その私たちには過去の思いを未来に届ける責任がある。祖先を否定することは、過去から未来へ思いを語り継ぐ責任を放棄することになってしまう。抑圧され、排除された過去を「語る」ことは、決して楽ではない。またそれを聞くことも、決して楽ではない。しかしそれをあえてアメリカ黒人女性やアメリカ黒人女性作家が引き受けてきたのは、彼女たちがその責任を拒否してしまえば、祖先が生きてきた足跡がなかったものにするのと等しいからであり、また未来を良くすることを夢見た祖先の存在を無に帰すことになるからだ。

アメリカ黒人女性作家が描く作品では、自信を喪失した黒人女性が自らのルーツを知り、共に生きる仲間が居ることを確認することで、自信を回復させる場面が数多く描かれる。その仲間とは、決して黒人女性に限られているのではなく、黒人男性であったり、白人男性であったり、国境を越えた存在であったり、過去の人物であったりもする。また仲間の存在に気付くことが出来ずに身を滅ぼす黒人女性も描かれている。これは逆説的に仲間と共に生きることの大切さを訴えていたと言えるだろう。

アメリカ黒人女性の歴史は、常に差別をされてきた歴史であったが、その一方で差別を乗り越えようとする闘いの歴史でもあった。それは決して一人でなされたものではなく、共に生き

ようとする意志によってなされたものであり、この闘いがあったからこそ彼女たちの娘や孫たちは「生き延びた」という自信を形成させることが出来たのである。アメリカ黒人女性作家たちは、この歴史を無視するのではなく可視化させ、そして誰もが利用可能なものとすることで自信を回復させようとしているのである。

最後に、今日の混迷する日韓関係、日中関係の根底にある歴史認識について、アメリカ黒人女性作家の主張から学ぶべきことをまとめた。日本の加害責任を無視しようとする者たちは、日本人が加害者とみなされ自己肯定できなくなることを恐れている。確かに自らの祖父や祖先が他者を傷つけた加害者であったと認めることは一時的には大きな傷となるかもしれない。しかしその歴史を直視することなしに、その先へと歩みを進めることは出来ない。そしてそれはまた、未来の世代が共に連帯を模索する道を閉ざす行為であり、未来に対する裏切り行為である。

アメリカ黒人女性作家の活動から見えてくることは、一見否定的な歴史であったとしても、そこから未来を生きる希望を引き出すことの重要性である。日本社会が加害責任を積極的に認めることを通じて、歴史に自らの責任を定着させ、被害女性の尊厳を回復させること、そしてその先にある共に生きる未来を築く努力をすることが、被害者と加害者の双方が自己肯定できる道を開く希望になるだろう。

②シンポジウム

2013 年度大会シンポジウム発言要旨

黒瀬勉

国際社会のなかの「慰安婦」問題 ―韓国での運動を中心に―

シンポジスト：尹美香（韓国挺身隊問題対策協議会常任代表）

梁澄子（日本軍「慰安婦」問題解決全国行動共同代表）

コメンテータ：岡野八代（同志社大学）

指定質問者：申キョン（お茶の水女子大学）

尹美香（ユンミヒャン）

1991年に当時67歳だった金学順（キムハクスン）さんが名乗り出た。金学順という名前は日本軍「慰安婦」の公開証言を象徴する固有名になった。

1990年11月に、韓国女性団体連合の李効再（イヒョジエ）さん、挺身隊研究会の尹貞玉（ユンジョンオク）さん、韓国教会女性連合会の朴純金（パクスングム）さんの3人を共同代表にして、韓国挺身隊問題対策協議会（以下、挺対協）が結成された。この3つの女性団体は挺対協の結成の核となった。

尹貞玉さんは、1943年に挺身隊に連れていかれるのではないかと恐れて学校をやめた経験が「慰安婦」問題を研究するきっかけとなった。尹さんは、1978年に沖縄の裴奉奇（ペポンギ）さんの情報を手に入れ、彼女に会いに沖縄へ行った。さらに、1980年には調査内容をまとめて、韓国日報に8回にわたる連載をしたが、当時の韓国社会は問題を受けとめる準備ができていなかった。しかし、尹さんはあきらめなかった。

李効再さんは、1958年から梨花女子大の社会学の教授で、韓国の女性運動の中心的存在であっ

た。朴正熙（パクチョンヒ）独裁政治の下では、女性団体は利敵団体と見なされて、家族法改正運動さえも、国会の委員会で、「こんなものは社会主義のやることだ」と決めつけられるという厳しい状況だった。80年代に、大学で女性学が開設されるようになって、若い女性が女性問題に理解をもつようになり、李効再さんの教え子たちが女性解放を訴えるようになった。ところが、朴正熙独裁が終わり、全斗煥（チョンドゥファン）がクーデターで政権をとると、李効再さんは梨花女子大を解雇された。彼女は民主化運動に積極的に参加するようになった。

80年代に、権仁淑（クォンインスク）さんに対する富川（プチョン）警察署での性拷問事件は、女性問題を家父長制や国家権力と関連づけ、構造的に把握するきっかけになった。性奴隷制の問題が日本帝国主義天皇制下の家父長制の問題であることが認識された。90年代に組織化された女性運動にとって、日本軍「慰安婦」問題が共通の課題として、中心的な問題になった。

韓国教会女性連合会はキーセン（妓生）観光反対運動に取り組んでいたが、キーセン観光を可能にしている家父長制の問題が日本軍「慰安婦」問題と共通していることを認識した。韓国政府は70年代80年代に売買春を外貨獲得の資源にすることを公然と明らかにしていた。1988年のソウルオリンピックの前に、済州島で開かれた「国際観光キーセンセミナー」で、李効再さんに講師として招かれた尹貞玉さんがそれまでの挺身隊強制動員の調査研究について報告した。1990年5月に盧泰愚（ノテウ）大統領が日本を訪問する前に、盧泰愚政権に対して「慰安婦」問題に積極的に対応するように記者会見を行った。これは、韓国政府が問題の解決を積極的に行ってこなかったことを批判し、真相究明、公式謝罪、賠償を求めることを公式に訴える最初の機会となった。

私たちの運動は常に過程にある。日本軍「慰安婦」制度の問題の解決を通して、戦時性暴力を防止し、日本軍国主義の復活を阻止し、アジアと世界の平和に寄与するという目的達成の過程にある。問題を「慰安婦」問題に限定せず、世界の武力紛争下における女性の人権問題にも国際社会が注意を向けるようになった。挺対協は、1992年から日本軍「慰安婦」問題を女性の人権問題として国際社会に認識させるように活動してきた。その結果として、国際機関での勧告や決議が出されることになり、それらは戦時性暴力の解決のための国際基準となった。1992年から「慰安婦」制度被害者は、ウィーンでの世界人権会議、北京での世界女性会議、国連人権委員会、ILO総会など、世界各地の国際機関で会議が行われるたびに、他国の被害者たちとともに参加してきた。アジアの被害者に関する情報がまだないときに、1992年8月に、ソウルで第1回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議を開いた。その会議は、2012年の台湾での第11回会議まで続いた。2000年には、女性国際戦犯法廷が日本で開かれ、7か国64人の被害者が参加し、民間法廷であったが、裕仁らの有罪判決をかちとった。

1932年に日本政府はILO強制労働条約第29号を批准している。労働者たちと連帯して、日本軍「慰安婦」制度は批准後に行われたもので、日本軍「慰安婦」制度はこの条約に違反した性奴隷制であると認めさせる運



動を行った。その結果、1996年11月にILO専門委員会は日本軍「慰安婦」制度を性奴隷制だと性格規定し、第29号に違反していると判断するとともに、日本政府が早急に補償政策をとるべきであると結論した。挺対協は、95年以来、毎年8月末にILO専門委に追加の報告をしてきた。また、アムネスティ、世界各地の女性団体、人権団体などとも連帯して活動してきた。

連帯活動として、ナビ基金を通して、コンゴやベトナムなどの戦時性暴力被害者への支援活動をしている。ナビは蝶々という意味で、女性たちが男性の暴力から解放されて自由に羽ばたいてほしいという意味が込められている。挺対協は、ナビ基金の活動を通して、世界各地の戦争・紛争での女性への暴力をやめさせ、正義と真実が確立される世界をつくりたいと考えている。ところが、戦時性暴力の加害者たちは逮捕されないし、処罰されることもない。こうした事態は、戦争中の強かんや暴力は犯罪ではなく、日常的な行為であるという文化によって作りだされている。日本軍「慰安婦」制度の問題の解決も遠い彼方にあるように見える。日本政府は国連の勧告や決議は必ず受け入れなければならないものではないと答弁している。このように正義の実現が遅れているなかで、被害者たちは亡くなっている。現在、239人の被害者のうち56人だけが生存している。

こうした状況で、私たちは何をすればいいのか。第一に、より強力な国際連帯が必要である。国際連帯を通して、日本の政界を動かさなければならない。国際連帯が国際世論を動かす必要がある。次に、女性たちが戦争で体験した歴史を忘れずに記憶することが必要である。被害者たちは、私たちが経験した痛みを女性たちが再び経験することがあってはならないという遺言を残していった。犯罪者たちは自分たちが行ったことを記憶し監視する人がいるという事実を嫌がる。記憶すること自体が、犯罪を再発させない重要な行動となる。最後に、世界各地の戦時性暴力被害者との連帯、女性への暴力に反対している団体と連帯していくことが大切である。

梁澄子 (ヤンチンジャ)

ある大学での戦争をテーマにした連続講座で「慰安婦」問題を講義したとき、特にこの問題に敏感に反応し講義内容に反発をあからさまにする学生がいた。日本軍が「慰安所」をつくって主体的に管理運営し



ていたことを示す公文書を出して。「慰安婦」制度について説明したところ、その学生の態度が当初のものとは違っていったので、彼の変化のきざしと思った。ところが、講義が終わっての質問で、彼が言ったのは、「それで、いったい何が目的なんですか」だった。あなたは反日なのでしょう、反日だから、「慰安婦」問題に取り組んでいるのでしょうか、ということだった。

何のためにやっているのかと自分自身に問うてきた。「最初は日本の歴史認識を変えたい。日本の歴史認識を変えないと、在日韓国人として日本社会で生きていくのはたいへんだ」、「運動は自分の問題に引き付け、自分の問題にしないと嘘っぱい。「慰安婦」問題を通して自分の問題を解決するのだ」と思っていた。しかし出会った被害者の苦しみはたいへんなもので、この人たちの問題を通して自分の問題を解決するというのは間違っているということに気づいた。周りの日本人は日本人としての責任として取り組んでいるのに対して、自分はそう言えないので、やめようか

など思ったが、ある日、知ってしまった責任、関わりあった責任があるということに気づいた。宋神道（ソンシンド）さんと20年以上関わっているが、彼女の苦しみは今でもわからない。わかりきることはできなくても、わかろうとすることがこの運動であると思う。「慰安婦」問題はいまだに解決していないが、尹さんが言われたように、運動は運動として獲得してきたものは多い。

吉見裁判は、吉見義明さんに関する桜内文城衆議院議員の発言に対して名誉毀損であるとして提訴したが、名誉毀損の問題にとどまらず、「慰安婦」制度の本質が司法の場で争われる。第一回口頭弁論で、桜内議員は、「(吉見義明氏は)『慰安婦、すなわち日本軍の性奴隷』という虚構の事実を捏造し、事実と見せかけて原告の政治的主張を世界中にまき散らした」と意見陳述しており、性奴隷制の本質が争われる裁判になっていくだろう。宋神道さんの裁判のときと違うのは、この裁判では在特会の人たちも傍聴していることだ。

安倍政権発足後、河野談話と村山談話に対して、本音では引き継ぎたくないが、外圧がかかると、嫌々ながら引き継ぐという、首相や閣僚らの発言が続いている。これまで私たちは、河野談話が攻撃されたら、河野談話を守ろうと運動してきたが、今後は、河野談話を基盤にして、それを発展させる、守るだけでなく、発展させる戦いが必要である。事実を明らかにして、責任を認め、国としてきちんと謝罪し賠償する。それを被害者たちは望んでいる。

岡野八代

20年間の韓国の女性運動を説明するのに、尹さんは何度も「変化」、「連帯」、「相互作用」という言葉を使われて、金学順さんの名前が「固有名」になったことや、被害者の人たちが人権活動家となって性暴力の被害者などの支援に携わっているという感動的なお話をされた。お話から、近代国家に構造的に埋め込まれている家父長制が女性への暴力を生み出していることを見据えて韓国の女性たちが運動をしていることがよくわかった。

梁さんの報告を受けて、なぜ日本社会が過去に対して反省することを強固に拒絶するのかと、その理由を考えると、次のことが言えるのではないかと。90年代と比べて、公文書の発掘などから、事実としての「慰安婦」制度は否定しようがないので、橋下発言に見られるように、「日本だけではない」などと他に目を向けることで、日本の責任を曖昧にしようとする。また、20年間解決できなかったがゆえに、「慰安婦」問題に関してある種のイメージ操作がなされる。河野談話が出たとき、インドネシアではかなりの反応があったのに、日本政府が調査するな、本を出すなという介入を行ったことが明らかになった。問題が政治問題化して、反日・反韓のナショナリスティックな応酬となるようになった。それから、90年代と比べて、政治がさらに悪化している。

日本のナショナリズムの根底には、個人主義への強固な反発と否定がある。国家は個人の幸福を実現するための道具であるのに、日本では、個人が国家の道具でしかない。それが端的に表れているのが、自民党の憲法改正案の前文である。「我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる」とある。この案の考えでは、国家が目的であって、市民・個人は国を成長させるための道具でしかないのである。

梁さんが言われたように、河野談話を守るだけではなく、そこから事実解明をして、その後で、謝る。被害者と出会うことで、私たちが変化していく運動に取り組んでいく必要がある。最近、憲法問題に取り組んでいるが、「慰安婦」問題を憲法の問題としても考えていきたい。

申キヨン

日本政府が責任を取っていない事実からすると、女性運動には成果がなかったように見えるが、そうではない。尹さんが言われたように、女性運動を生きている過程と見ると、運動が起こした様々な変化や連帯の広がり大きな成果と言える。そこで、3点質問する。



20年もの長い間運動をやっていると、考え方の違う相手にも出会う。尹さんは連帯を強調されたが、考えの違う人との連帯で違いを克服できたのか。したのか。連帯の基盤と方法についてお聞きしたい。

日韓で尹さんと梁さんは運動をされてき、20年間一緒に運動をされてきたが、お二人が影響しあったりしたこともあるのではないかと聞いている。お互いの運動を評価するとしたら、どう評価するか。加害者処罰の問題で日韓の間で違いがあったと聞いているが、折り合いが合ったのか。現在、折り合いが合っているのか。

尹美香

考え方の違う人に対しては、2つのやり方で対応する。積極的な対応と一緒にやりましょうというやり方。積極的な対応としては、最近挺対協のホームページに恐ろしい書き込みがあったが、こうしたものに対しては告訴する。今のところ、一か月に一回告訴している。もうひとつは、挺対協の活動を一面的だという人たちに対してだが、日帝の支配の問題に取り組んでいる人たちから、挺対協は女性問題ばかりやって民族問題をやらないと言われ、女性団体からは、挺対協は民族問題ばかりやって、女性問題をやらないと批判される。こうした批判に対しては、いちいち答えるわけではない。「慰安婦」問題は民族問題であり、女性問題であり、また階級の問題でもある。「慰安婦」問題は複合的な問題だから、その時々で強調する点が違っても、目指す点は変わらない。最近フランスやアメリカ合衆国の団体から挺対協を見習わなければならないと言われ、元気づけられている。

加害者処罰の問題。補償を求めると、日本ではお金がほしいから補償を求めると解釈されるが、そうではない。責任の所在をはっきりさせる、責任は日本国家にある、トップにいた天皇に責任がある、そこをはっきりさせようということで、加害者処罰の問題が前面に出てきた。それから、不処罰のままにしておくと、暴力が連鎖していくことになる。

梁澄子

吉見裁判に関して。吉見さんは若い人に尊敬され人気があつて、たくさん若い学者の卵たちが支援活動に集まっている。とても期待している。法廷で性奴隷制について議論するのは危険な側面もあるので、心して対処しなければならないと思っている。

連帯の問題。ずっと「慰安婦」問題ばかりをやってきたが、もっと他の運動とつながる必要を感じている。これは私だけではなくて、安倍政権になって、自分の課題だけをやっていても突破できないという閉塞感を多くの人を感じている。これまで「慰安婦」問題は難しいとしてきた団体も関わるようになってきている。

加害者処罰についてだが、加害者処罰というと、軍人の一人一人を処罰するという印象を与えるが、尹さんが言ったように、責任の所在をはっきりさせないとだめだということで、結果的には、日韓で意見が一致した。

何か失敗した人に対して、「そんなこと、誰にでもあることだから気にしなくていいよ」と慰めたことがあるだろうか。お皿を洗っていて落として割ってしまったとか、約束の時間を間違えたとか…。そんなとき、そのように言ってもらえると気持ちが楽になる。ただ、この論法は、軽い過失の場合にしか使えない。故意に人を傷つけたり、ましてや窃盗、レイプ、殺人となると、それは「誰にでもある」「どこにでもある」ではすまされない。逆に、「どこにでもある」度合が強まるほど、社会的深刻度は増加するのではないだろうか。

ところで、今、NHK 靱井会長の暴言が問題になっている。1月25日、靱井氏は就任会見で、「慰安婦」は、「戦争をしているどこの国にもあった」などと発言し、国際的な輿論を買った。氏の珍説に対し、その根拠を求められると、「なかったという証拠もない」とごまかした。また、オランダに飾り窓があるのではないかと言い、「慰安婦」制度と性産業とを単純に同一視する無責任な自説を発表した。そもそも NHK の現場スタッフは、日々正確で厳密な報道を求められ仕事しているというのに、そのトップが、このようないい加減な自説を論じるなんて、断じて許されることではない。

いや、もしかしたら靱井氏は戦時下の性暴力全般のことを言いたいのかもかもしれない。そういうことなら、現代でもルアンダ、コンゴ等々、戦時下の性暴力は絶えない。米軍基地のある沖縄、岩国で、既に米兵による性暴力事件が数多く起こっている。しかし、それは「お皿を割る」程度の過失では断じてない。「戦争をしているどこの国にもあった」から日本が反省する必要がないという靱井氏の論法は、戦場で女性が蹂躪されることを軽視し、仕方ないと切り捨てる、驚愕の女性差別の発想であり、戦争の肯定でもある。むしろ「どこにでもある」からこそ、戦時下の性暴力撲滅は、人類が実現しなければならない重要な課題となる。就中「慰安婦」制度は、国家が行った戦時下の性暴力という最悪の犯罪であるし、高齢になった被害者のためにも、日本のためにも、早急に解決しなければならない喫緊の問題であるのに、氏の「どこの国にもある」論法は、被害を不当に軽視するものだ。

靱井氏はこのほかにも、韓国は「日本だけが強制連行したみたいなのを言っているから話がややこしい。お金をよこせ、補償しろと言っている。しかしすべて日韓条約で解決している。なぜ蒸し返されるんですか。おかしいでしょう」という、極めて政治的な発言を放っている。この日韓条約の論法がすでに破綻していることは、改めて説明するまでもなく読者にとっては自明の事であると思うが、このような人物が会長であるとは、不偏不党を掲げる NHK にとって、公共放送としての存立にかかわる緊急事態である。思えば、女性国際戦犯法廷をとりあげた NHK 番組 ETV 2001 は、当時の安倍晋三官房副長官らの政治圧力で、番組をずたずたに改ざんさせられたことがあったが、靱井氏は、この安倍氏と太いパイプでつながっている人物として知られている。靱井会長は一刻も早く辞任すべきだと思うし、NHK は、今回のことを深く反省し、日本軍「慰安婦」問題を含めて戦時性暴力を解決するため、真実の報道をしてほしいと切に願う。

○学会誌編集委員会からのお知らせとお願い

大変お待たせしておりますが、学会誌第13号を、夏には皆様のお手元にお届けできるよう鋭意編集中です。

また、並行して次号・第14号へのご寄稿を随時公募しております。奮ってご応募をお待ちしております。本学会誌では、投稿論文とともに、日本社会に示唆的な海外における取組などを紹介する、「海外情報」も公募しております。10,000字までの原稿を、事務局までE-mailにて、ファイルをお送りください。

2013年から現在の時点で公刊されたご著書などございましたら、事務局までご連絡ください。NLやHP、そして、2014年度学会誌の書評欄にてご紹介したいと思います。学会員の方のご活躍を共有できる場所としてご利用ください。

学会誌14号への投稿締切

2015年1月31日

学会誌『女性・戦争・人権』第14号への投稿を希望される方は、学会事務局へ電子メールにてご連絡ください。

2014年度大会

自由論題報告者募集のお知らせ

2014年10月26日(日)に開催される年次大会での個人研究発表を募集しております。発表を希望される方は、学会事務局までご連絡ください。

みなさまのご応募をお待ちしております。

応募締切：2014年6月30日

学会事務局電子メールアドレス
joseijinken@mail.goo.ne.jp

○ ○ ○ 春季研究会のお知らせ ○ ○ ○

日 時：2014年6月22日（日）午後2時より4時まで

講 師：打越さく良 弁護士

テーマ：「夫婦別姓問題にみる、日本社会における女性差別」（仮）

場 所：お茶の水女子大学人間文化研究科棟 6階大会議室

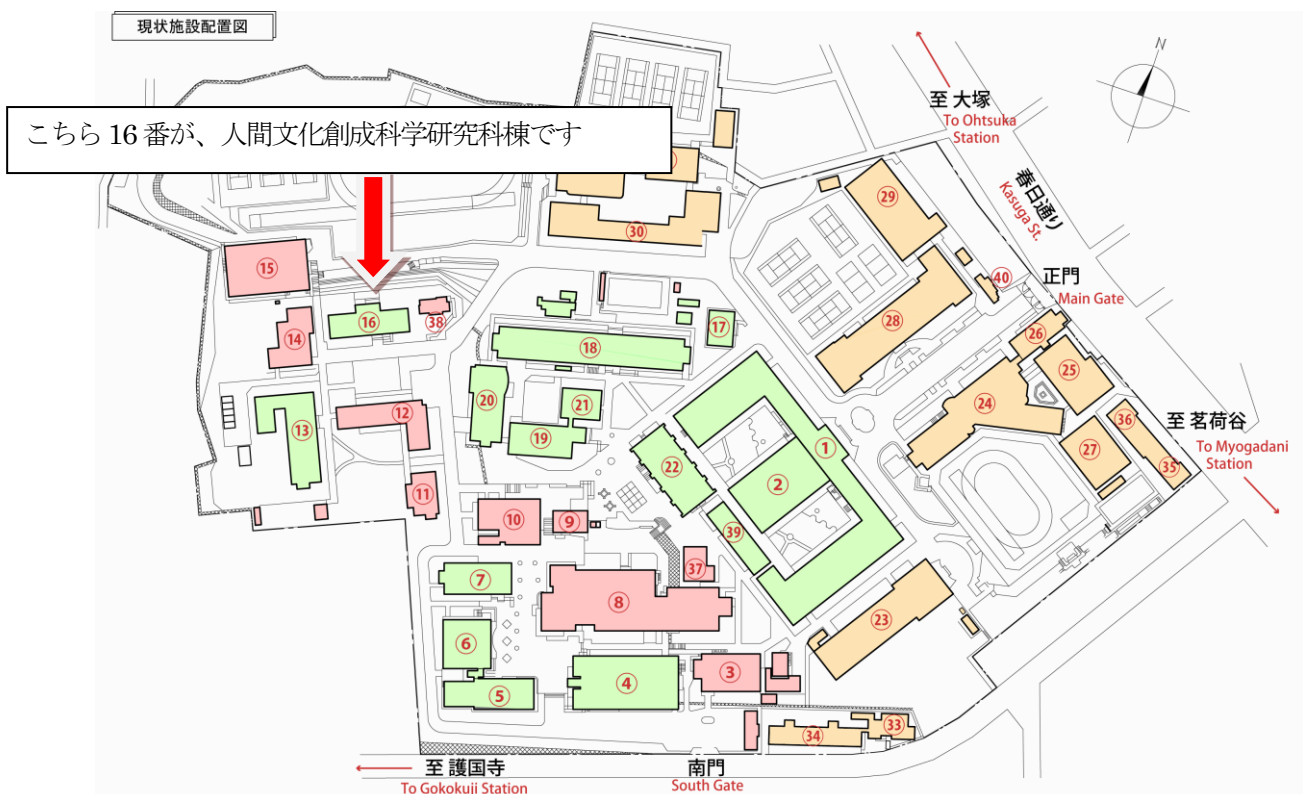
講師プロフィール（東京第二弁護士会・さかきばら事務所）

離婚訴訟をはじめ、多くの民事訴訟に関わって、ジェンダー視点を大切にした弁護士活動をなされながら、夫婦別姓訴訟についても尽力されてきました。

共著に『今こそ変えよう！家族法～婚外子差別・選択的夫婦別姓を考える』（日本加除出版）ほか。ネットでも、多くの発言をされています。

- ・打越さく良の離婚ガイド <http://wan.or.jp/reading/?cat=43>
- ・フェミ時事通信 <http://www.lovepiececlub.com>

お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科棟 6階大会議室のキャンパス内地図

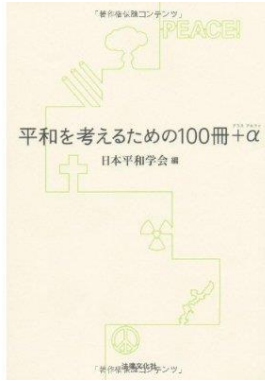


東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷」駅より徒歩7分

東京メトロ有楽町線「護国寺」駅より徒歩8分

都営バス「大塚二丁目」停留所下車徒歩1分

《会員著作紹介》



○日本平和学会編『平和を考えるための100冊+α』2013年
出版社：法律文化社 ISBN：978-4589035660
価格：2,160円+税

100冊を超える名著・定番の書物を厳選し、要点を整理・概観。平和でない実態と多面的な平和に出会うことができる。

(amazon.com より)

○大越愛子・倉橋耕平編『ジェンダーとセクシュアリティ』2013年
出版社：昭和堂 ISBN：978-4812213469
価格：2,592円+税

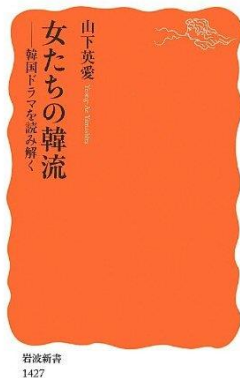
現代社会で生まれた先鋭な視点を通して第二波フェミニズムの諸テーマを再検討し、フェミニズムの新たなステージを切り開く。現代の生・性・思想に貫通するカラクリを探き出す挑戦的16編。

(amazon.com より)



○山下英愛『女たちの韓流』2013年

出版社：岩波書店 ISBN：978-4004314271
価格：864円+税



「冬のソナタ」にはじまる韓流ドラマは、日本社会にすっかり定着した感がある。なぜそれほどまでに惹きつけられるのであろうか? 「初恋」「善徳女王」等25本のドラマの社会的・歴史的背景にふれながら、女性の生き方に焦点をあてて読み解く。韓国社会の今や苦難に立ち向かう女性の姿が浮かび上がる一冊。(amazon.com より)

《編集後記》ニューズレター第35号をお届けいたします。毎回のこととなり申し訳ないのですが、今回もまた大幅に発行が遅れてしまいました。会員のみなさまと寄稿者の方々に、心よりお詫び申し上げます。

10月の大会以降、国内の情勢はますます右傾化を強め、世界的にも暴力が横行しています。このような状況を見るたびに、今こそ歴史と真剣に向き合いながら、対話というツールを諦めることなく、誰もが傷つけられることなく尊厳が守られる社会を目指さなければならないのだと思います。また思考停止させることなく、「何が出来るのだろうか」と自らに問い続け、小さな確実な歩みを続けなければならないのだとも思います。「女性・戦争・人権」学会は、会員のみなさまの小さな歩みが集まる場であり、そして始まる場であり続けたいと思っています。

是非、みなさまのお声を、大会へ、学会誌へ、ニューズレターへ、そして事務局へお届けください。一人ひとりの声こそが、社会を変える力であると信じつつ。
(大橋稔)

「女性・戦争・人権」事務局

〒602-8580

京都市上京区今出川通烏丸東入

同志社大学大学院 グローバルスタディーズ研究科内 岡野八代研究室

Fax : 075-465-1214 Email : josejinken@mail.goo.ne.jp

Website : <http://www.war-women-rights.jp>

郵便振込口座 : 00900-6-38551 「女性・戦争・人権」学会